

表5

提出書類一覧表 1 (被扶養者の認定に関する提出書類)

提出書類 区分及び 認定基準所得額 (*所得…所得控除前の収入額)		①	②-1	②-2	③-1	③-2	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
		被扶養者認定申告書	被扶養者申請理由書	扶養協議書	市区町村長発行の所得(課税)証明書の写し	所得の内容を証明する書類の写し	在学証明書の写し	戸籍謄本(改製原戸籍)の写し	住民票謄本の写し	申立書	送金を証明できる書類の写し(別居の場合のみ)	年金額改定通知書(又は年金証書)の写し	基礎年金番号の確認できる書類の写し(配偶者のみ)	国民年金第3号被保険者の資格取得届(配偶者のみ)	認定年月日及びその理由が確認できる書類の写し	その他
扶養手当該当者 注5		○											○	○		
扶養手当非該当者	学校教育法に規定する学校の生徒(定時制・夜間・通信・留学生を除く)	○	○	○	○	○	○	○	※	※					○	
	定時制・夜間・通信制の学生及び留学生	○	○	○	○	○	○	○	※	※	○				○	
	・60歳以上の公的年金受給者 ・公的年金のうち障害を支給事由とする年金を受給している者	○	○	○	○	○			○	※	○	○				○
	上記以外の者	○	○	○	○	○			○	※	○	○				○

※…配偶者・子・父母・孫・祖父母・弟・妹以外の、三親等内の親族の認定の場合に併せて提出を要する書類

注1 認定しようとする者が「子」である場合には不要。

注2 勤労所得者…事業主の給与支払証明書及び雇用契約書(雇用期間及び給与の推計ができる算定基準等の記載のあるもの)

事業・不動産・利子・配当等の所得者…確定申告書及びそれに添付する損益計算書

退職を機に認定を受けようとする者…退職及び失業給付を受けないことを証する書類(失業給付受給の待機中の場合は、受給開始日のわかる「雇用保険受給資格者証」の写し)

注3 認定を受けようとする者と組合員及び組合員以外の扶養義務者が確認できるもの(原則として「改製原戸籍」とする。

注4 配偶者・子・父母・孫・祖父母・弟・妹以外の、三親等内の親族は、組合員と同居していることが条件となるため、送金の事実があっても認定できない。

注5 配偶者・子・父母・孫・祖父母・弟・妹以外の、三親等内の重度心身障害者の認定の場合は、被扶養者認定申告書のほか、⑤・⑥及び⑧の書類についても提出すること。

左のほか必要と認める書類